

分譲地

令和3年度 住まいづくり奨励金

新築住宅の登記名義人となる、まちづくり協定締結者が対象です

🏠 申請手続きの流れ

工事契約後に認定申請をお願いいたします。

- ① 市へ認定申請 **工事着工前(建売を除く)**
- ② 市から対象住宅認定の通知送付
- ③ 工事完了→費用支払/転入・転居/登記
- ④ 市へ交付申請
- ⑤ 地域商品券・現金の交付

※奨励金は20万円までは地域商品券（羽咋市商工会が発行するUFO商品券）、
残りは現金で交付します。地域商品券は羽咋市役所でお渡し、現金分は口座振込となります。



🏠 奨励金額 20万円までは地域商品券、残りは現金で交付します。

転入者・市内業者施工 **250万円 + 住宅取得費の2% (上限40万円)**

転入者・市外業者施工 **250万円 + 住宅取得費の1% (上限20万円)**

市内在住者 一律 **260万円**

★子育て加算 **+ 10万円**

※転入者：転入後2年以内の方で住宅の名義人となる方
再転入の方は、再転入以前に他市町に継続して2年を超えて住所を定めた方に限ります。
※子：交付申請年度の4月1日時点で18歳未満。工事請負契約日において妊娠中の場合も対象です。

🏠 認定申請時の提出書類

- 住まいづくり奨励金交付対象住宅認定申請書
- 登記名義人となる方の戸籍の附票の写し（転入者）
- 母子手帳の表紙の写し（契約時に妊娠されている方）
- 工事請負契約書の写し
- まちづくり協定を順守していることが分かる図面
(建設位置図・配置図・平面図・立面図)

※ご不明な点については、市地域整備課までお問合せ下さい。

【問い合わせ・申請先】羽咋市役所2階 地域整備課

☎0767-22-9645 E-mail kensetsu@city.hakui.lg.jp